

お客様各位

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

東和銀行（頭取 江原 洋）は、下記のとおり「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本預金は、後見制度を利用している成年後見人が、成年被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取扱うことで、お客様（成年被後見人）の財産を安全かつ適切に管理できる商品です。

当行はこれからも、お客様のニーズにお応えするとともに、更なるサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 令和2年10月1日（木）

2. 商品概要

商品名	後見制度支援預金
ご利用いただける方	成年後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所より本預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ※未成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の方はご利用いただけません。
預金種類	普通預金または決済用普通預金（無利息）
預入金額	口座開設時300万円以上 開設以降の預入は1円以上
取扱店	全店（インターネット支店を除く）
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。
お預入れ・お引き出し	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※口座開設店のみのお取扱いとなります。
手数料	口座開設手数料 11,000円（税込）
ご利用いただけるサービス	家庭裁判所から交付を受けた、生活資金等を定期的に生活口座へ移動する「指示書」がある場合、「定額自動振込サービス」をご利用いただけます。
取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATMでのお取引はできません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ・マル優制度はご利用いただけません。

以上